

【図1】パソコンや携帯電話ですべてのサービスを利用できます

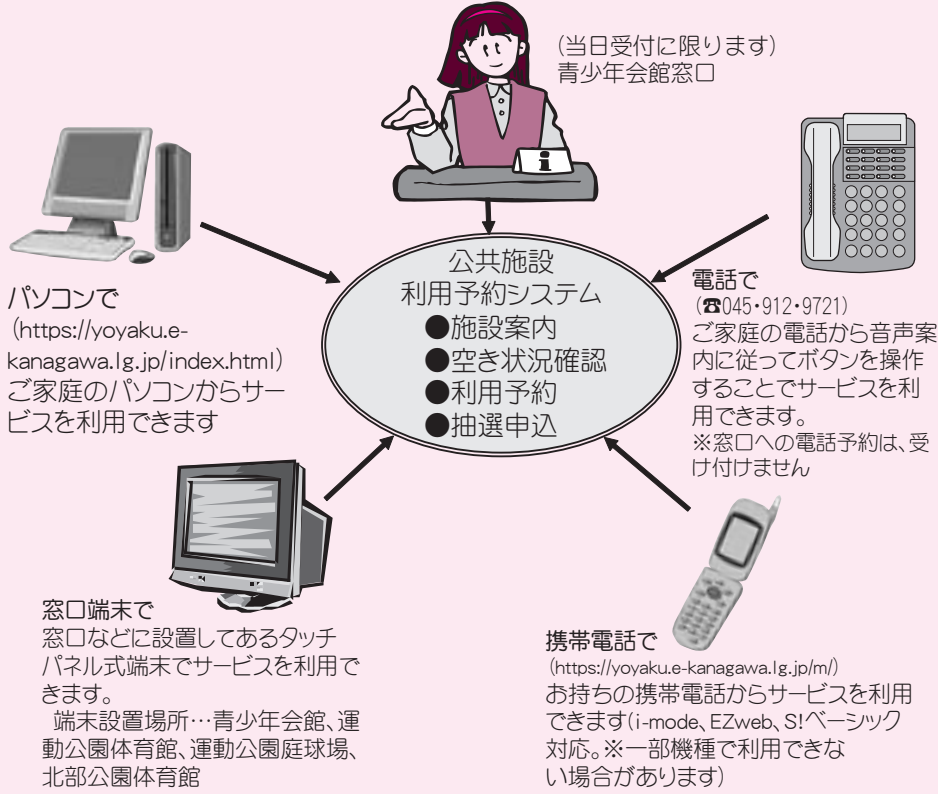


表1 利用予約の流れ

◆青少年団体◆ 利用月の2カ月前の1日から予約受付	
利用月の2カ月前の1日～3日	抽選申込期間
〃 の4日	抽選日
〃 の5日～8日	当選確定処理
〃 の9日	未確定キャンセル
〃 の10日～利用日前日	随時予約期間
◆一般団体◆ 利用月の1カ月前の1日から予約受付	
利用月の1カ月前の1日～3日	抽選申込期間
〃 の4日	抽選日
〃 の5日～8日	当選確定処理
〃 の9日	未確定キャンセル
〃 の10日～利用日前日	随時予約期間

# 4月1日 日 5時から 青少年会館の 予約方法が変わります

## 団体は利用予約の前に登録を

4月1日 日 5時から、青少年会館の予約方法が変わります。同会館を団体利用する場合は、事前に登録が必要になります。対象は5人以上(テニスコート利用の場合は2人以上)の団体です。

▽登録窓口・受付時間  
青少年会館窓口・8時30分～21時30分(回は17時30分まで)。(月休館)

▽登録方法 登録申請書に必要事項を記入し、代表者など申請する方の本人確認ができるもの(運転免許証や学生証など)を持参し、直接青少年会館へ。

※登録申請書は同会館で配布。市ホームページからダウンロードもできます。

利用予約は、パソコンや携帯電話など、次の①～④のいずれかの方法で公共施設利用予約システムにアクセスして行ってください。

◇予約方法 ①パソコン ②青少年会館等の窓口端末 ③携帯電話 ④電話音声

◇予約ができる期間 表1を参照。

☎ 青少年会館 (☎231・9787) (月休館)。

### ●新シリーズ●

## 「自助・共助・公助」と「市防災計画」



### 4 地震!あなたは どうする

生活安全課 ☎235・4790



いつ発生するか分からない大地震。実際に発生したときに、どう行動したら良いのか日ごろから考えておきましょう。

### 【家の中にいたとき】

#### ◇わが身の安全

家具など転倒の危険がないところやしつかりした強度のある机の下にもぐり込むか、布団や座布団で頭などを保護。また、素足で歩き回らないこと

《阪神・淡路大震災では、家にいた人の1割は何かの下敷きになったことが原因》

◇すばやく火の始末  
すぐに火が消せる時は火の始末。ガス器具やストーブなどを消す

◇出口の確保  
中高層住宅では、地震により玄関ドアなどが変形し、外に出られない場合がある

#### ◇初期消火

家具など転倒の危険がないところやしつかりした強度のある机の下にもぐり込むか、布団や座布団で頭などを保護。また、素足で歩き回らないこと

《阪神・淡路大震災では、家にいた人の1割は何かの下敷きになったことが原因》

◇すばやく火の始末  
すぐに火が消せる時は火の始末。ガス器具やストーブなどを消す

◇出口の確保  
中高層住宅では、地震により玄関ドアなどが変形し、外に出られない場合がある

#### ◇外へ逃げるときは

瓦や窓ガラスなどの落下に注意して避難。必ず靴を履いて避難すること

《平成17年7月の千葉県北西部地震では、閉じ込めが78件発生》

◇交通機関等で移動中には  
車を運転中は、左に寄せ

#### ◇浜辺では

揺れを感じたら津波を警戒し、すぐに高台やビルの上層階に避難

《平成5年7月の北海道南西沖地震では津波による死者は約200人》

※市ホームページ↓市民  
便利帳の生活情報(防災)にも掲載しています。

便利です!「えびな安全・安心メールサービス」  
登録は、e-bina@post.e-nagasaki.jp  
詳しくは、市ホームページまたは市生活安全課へ

## 国保加入者の出産育児一時金 受領委任払制度が始まります

4月1日から、市の国民健康保険に加入している被保険者が、高額な出産費用を準備する負担を緩和し、安心して出産を迎えられるようにするため、出産育児一時金受領委任払制度を開始します。

この制度は、国民健康保険が支給する出産育児一時金(35万円)について、あらかじめ医療機関等に受領を委任することで、被保険者の方が医療機関等へ支払う出産費用を、出産育児一時金を差し引いた額とするものです。

▽対象 国民健康保険に

## 国民健康保険一部負担金 減額・免除・徴収猶予制度ご利用を

市では、国民健康保険に加入している被保険者が、医療機関等で支払う一部負担金について、支払困難と認められる被保険者等を対象に、減額等ができる取扱要綱を制定し、4月1日から施行します。

▽対象 災害等で資産等に重大な損害を受けた、または、事業の休止・失業等で収入が著しく減少したため、一部負担金の支払が困難であると認められる方

▽減額等の期間 ▼減額

・免除Ⅱ申請月含め3カ月以内 ▼徴収猶予Ⅱ申請月含め6カ月以内

☎ 同課 (☎235・4594)

加入し、出産育児一時金の受給が見込まれる被保険者が属する世帯の世帯主で、国民健康保険税に滞納がないこと。 ※平成19年4月1日以後の出産(予定含む)であること。

☎ 被保険者の出産後ま

たは出産予定日の1カ月前から申請できます。受領委任払申請書に必要事項を記入し、被保険者証・請求書などを添付の上、直接保険年金課へ提出してください。

※申請書は保険年金課で配布します。

☎ 同課 (☎235・4594)